

特記仕様書 2

(No. 1・No. 5～No. 7・No. 9・No. 10 岡南事業所、No. 8 野殿事業所、No. 12 西大寺事業所、No. 13・No. 14 当新田事業所)

1 (No. 1・No. 5・No. 6・No. 9・No. 10 岡南事業所、No. 8 野殿事業所、No. 12 西大寺事業所、No. 13・No. 14 当新田事業所)

現車両搭載の簡易無線を、新車両に付け替えること。

- ・簡易無線は着脱可能なもの（無線のリースの必要なし）
- ・電気配線及び簡易無線の取付位置等、上記それぞれの担当課と協議の上、必要に応じて加工すること。
- ・マイクを掛ける為のフックを設置すること。

2 (No. 7 岡南事業所)

岡山市が所有している簡易無線を新車両に取り付けることに容認すること。

取り付けは岡山市が行う。

取り付けに係る必要最低限の車両の改造は、岡山市と協議の上、容認すること。

【参考写真】

